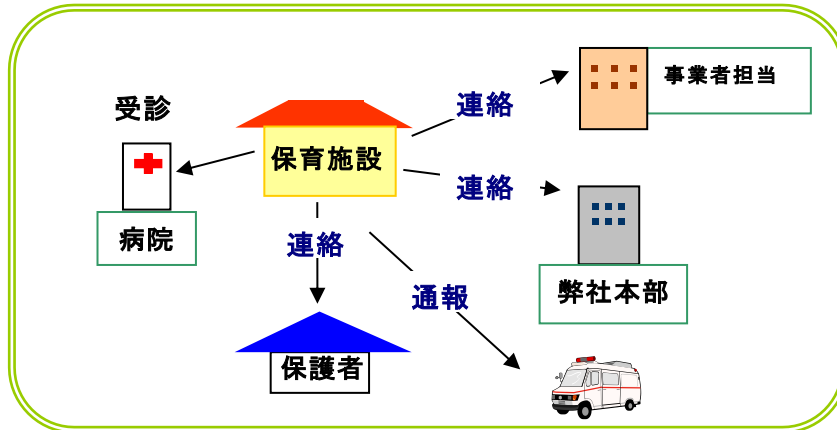


緊急時・災害時の連絡対応

1. 緊急対応方法

お子様に急病等の急変、その他ケガ等の緊急事態が生じたときは、すみやかに保護者様や医療機関に連絡する等の必要な措置を講じます。



◇ 嘱託医

【内科】 武内医院

〒558-0023 大阪市住吉区山之内2丁目12-5

TEL: 06-6691-1817

【歯科】 かねむら歯科医院

〒544-0004 大阪市生野区巽北2丁目17-15

TEL: 06-6752-8148

◇ 定期健康診断及び歯科検診

年2回、保育所にて健康診断を行います。

月1回、保育所にて身体測定を行います。

年1回、保育所にて歯科検診を行います。

◇ 虐待防止のための措置

児童の視診、ケース票記録、面談、児童相談所の活用等をおこなっています。

◇ 補償制度

1. 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

- 一時利用の方は対象外です。
- 加入した場合、下表の給付を受ける事ができます。費用：300円／年間（錦秀会負担）

給付の対象となる災害の範囲と給付金額（独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付のご案内」抜粋）

種類	災害の範囲	給付金額
医療費	原因である事由が園の管理下で生じたもので、治療(健康保険等の医療保険対象のもの)に要する費用の額が500点(5,000円)以上のもの	医療保険診療の医療費総額の4割(そのうち1割の付加給付)の額 【乳幼児医療助成により自己負担がない場合は、1割の付加給付のみ】
	けがの他、皮膚炎、熱中症、溺水などの疾病も含まれる	高額療養費の対象となる場合は、自己負担額に1割の付加給付分を加算した額
障害見舞金	上記けがや疾病が治った後に障害が残ってしまった場合(その程度により第1級から第14級に区分される)	3,770万円～82万円 (通園中の災害の場合は半額となり1,885万円～41万円)
死亡見舞金	園の管理下において発生した事件に起因する死亡や上記疾病に直接起因する死亡	3,000万円 (通園中の災害の場合は半額となり1,500万円)
	突然死	3,000万円 (通園中の災害の場合は半額となり1,500万円)
	運動などの行為と関連のない突然死(乳幼児突然死症候群など)	1,500万円 (通園中の災害の場合も同額)

2. 施設で加入している補償について

様のケガ等には十分注意して保育に当たりますが、万が一ケガや設備備品・個人の持ち物を壊してしまったような場合には、ライクアカデミー株式会社の加入している総合補償制度により補償させていただきます。

(*持病扱いのもの等、保険の対象外になる場合もあります。)

<p>< 賠償責任保険 ></p> <p>【施設・生産物】</p> <p>対人/1事故/10億円</p>	<p>【受託物】</p> <p>対物/1事故/1000万</p>	<p>< 傷害保険 ></p> <p>死亡・後遺障害/100万円</p> <p>入院/日額/1,500円</p> <p>通院/日額/1,000円</p>
--	----------------------------------	--

※【施設・生産物】の内容：【施設】／保育施設 【生産物】／提供する飲食物（給食・おやつ）

【受託物】の内容：「預り品」

詳細な補償内容・金額に関しましては保険会社の判断にて決定します。

2. 災害に備えて

1. 第二聖和保育所の避難場所。

● 指定避難場所	第二阪和会館 1階駐車場
● 広域避難場所	沢之町公園一帯
● 一時避難場所	住吉区民センター
● 災害時・水害時避難場所	南住吉小学校

※保育所では、毎月1回、避難及び消火の訓練を実施します。

(状況により他の場所になることもあります。)

※他、侵入者があった時の訓練を定期的に行っています。

2. 災害時には、災害用伝言ダイヤルを活用します。

(1) お子様の引き渡し場所を明確にするため、次の場合には災害用伝言ダイヤルを活用しますので、ご自宅及び保育所の電話番号でメッセージを確認下さい。

- ① 保育所から避難所に避難した時は、保育所の電話番号にメッセージを残します。
- ② お子様が医療機関へ搬送された時は、ご自宅の電話番号にメッセージを残します。

(2) 災害用伝言ダイヤルの使用方法

(伝言の再生方法)

ダイヤル	ガイダンス
171	こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。録音される方は1、再生される方は2、暗証番号を利用する録音は3、暗証番号を利用する再生は4をダイヤルして下さい。
2	保育所に残した伝言をお聞きになる場合は、第二聖和保育所の電話番号(06-6690-5600)をダイヤルして下さい。 ご自宅に残した伝言をお聞きになる場合は、ご自宅の電話番号をダイヤルして下さい。
1#	新しい伝言からお伝えします。伝言を繰り返す時は8の後#を、次の伝言に移る時は数字の9#を押して下さい。
再生開始	

3. 災害用伝言ダイヤル（伝言の例）

（1）保育所に残した伝言

「こちらは、第二聖和保育所です。お子様は〇〇〇（避難場所）へ避難しましたので、お迎えは避難所の方をお願いいたします。」

（2）自宅の電話番号に残した伝言

「こちらは第二聖和保育所です。△△ちゃんは□□（病院名）へ搬送されましたので、病院に直行して下さい。」

※ 災害用伝言ダイヤルは、携帯の機種によってかからない場合があります。

一般電話及び公衆電話からは確実にかけられます。

※ ご利用料金は、被災地までの通話料となります。